

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨	「アルコール健康障害対策基本法」(平成25年12月制定)及び「アルコール健康障害対策推進基本計画」(平成28年5月閣議決定)に基づき、本道におけるアルコール健康障害の実情に応じた対策を総合的に進めるため、本計画を策定
計画の位置付け	アルコール健康障害対策基本法第14条の規定に基づき策定
計画の期間	平成29年度から32年度までの4年間

第Ⅱ章 計画の基本的な考え方

基本理念	アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施。健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活等を円滑に営むことができるよう支援等
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識の普及や不適切な飲酒を防止する社会づくり ・誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり ・医療における質の向上と連携の促進 ・アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

第Ⅲ章 施策体系



第Ⅳ章 推進体制等

関連施策との有機的な連携	関連施策との有機的な連携が図られるよう道関係部局との連絡・調整等を実施
推進体制	「北海道アルコール健康障害対策推進会議」における取組の成果と課題の検証
計画の見直し	重点目標の達成状況を確認し、対策の効果を評価